

# 会津若松市上下水道事業管理者交際費支出基準

(平成 20 年 6 月 6 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、会津若松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の交際費の支出について、一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第 2 条 交際費を支出する個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 上下水道事業経営に直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 上下水道事業の伸展に功績があったもの
- (3) 事故、災害等があったもの
- (4) 管理者が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第 3 条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる区分に基づいて支出することができる。

- (1) 会費 懇親会、祝賀会、式典等の参加等に係る経費
- (2) 弔費 葬儀、法要、供養等における香典、供物、供花等に係る経費
- (3) 見舞金 事故、災害等の見舞いに係る経費
- (4) 懇談費 上下水道事業経営に資する意見交換又は情報収集の懇談に係る経費
- (5) 贈答費 来客等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費
- (6) その他 上下水道事業経営上、管理者が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第 4 条 前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(基準の見直し)

第 5 条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第 6 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行し、平成 20 年度分の交際費から適用する。

附 則

この基準は、決裁の日から施行し、令和 2 年度分の交際費から適用する。

別表（第4条関係）

区 分		内容、対象者等	金 額
会 費		懇親会等への参加に要する経費	5千円以内（会費が記載されている場合はその額）
		祝賀会、式典、総会、各種団体の大会等への出席祝い金（飲食が伴う場合のみ）	1万円以内（会費相当分）
		就任、叙勲等のお祝いの生花等	
弔 費	香 典	会津若松市上下水道事業経営審議会委員及びその配偶者並びに1親等までの親族	1万円以内
		元上下水道事業管理者及び元会津若松市上下水道事業経営審議会委員	
	供物、供花	香典対象者の内、特に必要と認められる者	地域慣習による実勢額の範囲内
	慰霊祭・墓前祭・供養祭・追悼式	慰霊祭等へのお供えに要する経費	1万円以内
見舞金	災害等に遭われた団体又は個人	社会通念上妥当と認められる額	
懇談費	上下水道事業経営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額	
贈答費	来客等への土産、贈答品、記念品の購入に係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
その他	上下水道事業経営上交際費により支出することが適当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額	